



# 4月から第3子以降の 保育料が無料になりました



## 公立幼稚園、認可保育所、認定こども園

生計を一にし、扶養する児童が3人以上いる世帯で、幼稚園、保育所、認定こども園を利用している場合、第3子以降の児童の保育料が無料になりました。

※特に申請などの手続きは必要ありません。



## 認可外保育施設

条件を満たした場合、認可外保育施設に通っている第3子以降の児童に係る保育料に相当する保護者負担金（上限月額35,000円）を補助します。

### 補助対象者

市内に住所を有する、対象児童の保護者

### 補助要件

保護者が対象児童と生計を一にし、現に扶養している児童のうち、第3子以降であること。保護者が市外に住所を有し、児童が市内の親族等の住所の場合は対象外です。

### 補助金交付に必要な書類

- ①補助金交付申請書（対象児童が複数いる場合も1通で可）
- ②保育状況調書
- ③対象児童の世帯全員の住民票の写し（場合により税の扶養の証明書）

- ④補助金変更交付申請書（変更がない場合は不要）
- ⑤請求書（対象児童の保育料であることが分かる領収書原本または領収証明書を添付）

### 申請の受付時期

補助金交付申請については、随時受け付けします。施設への入所手続きが完了したら、子育て支援課に書類（①～⑤）を提出してください。

### 補助金交付の時期

申請者の請求（請求書の提出）により当該年度の9月と3月に、補助金を交付します。

### 問い合わせ先

子育て支援課 ☎ 23 - 3962

## 私立幼稚園

### 補助対象者

保育料や入園料の減額や免除を実施している私立幼稚園に就園している幼児の保護者で、市内に住所を有していることが条件です。



### 申請の受付時期

保護者は、6月中旬に保育料減額免除申請書と必要な書類を通園している幼稚園に提出し、幼稚園を通じて補助金の交付申請をします。

### 補助金の交付時期

年2回（10月と3月）市が私立幼稚園を通じて保護者に交付します。

### 問い合わせ先

学校教育課 ☎ 23 - 3938

# 市職員を募集します



第一次試験日 7月24日(日)

秘書課人事係 ☎ 23-3915

## 試験申込書受付

受付期間：6月1日(水)～14日(火)(土・日曜日は除く)(郵送は当日消印有効) 午前8時30分～午後5時15分  
提出方法：秘書課(本庁4階)に持参または郵送 〒768-8601 (住所記載不要) 観音寺市秘書課人事係

## 試験案内・試験申込書

5月2日(月)から、総合案内所(市役所1階)と秘書課(市役所4階)、各支所で配布します。市ホームページからもダウンロードできます。  
注意：電話や電子メールでの請求は不可  
詳しくは市ホームページで確認してください。  
<http://www.city.kanonji.kagawa.jp/>

下記の募集も予定しています。試験日や受験資格など詳しくは、広報かんおんじ7月号に掲載します。

- 保育士・幼稚園教諭
- 保育士・幼稚園教諭(経験者対象)
- 看護師
- 一般事務(初級)
- 一般事務(身体障がい者対象)
- 一般事務(UIJターン型)

## 試験区分・募集人数等

区分	人数	受験資格	試験の程度
一般事務(上級)	11人	昭和57年4月2日以降に生まれた人	大学卒業程度
土木	2人	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、土木系学科を卒業した人または平成29年3月31日までに卒業見込みの人	
保健師	2人	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人または平成29年3月31日までに取得できる見込みの人	

セクシユアル・ハラスメントとは、職場などで性的な言動によって、相手不快や不安な状態にさせ、傷つけたり不利益を与えたりする行為を言います。この行為は、男性から女性に対するものだけでなく、女性から男性、同性同士で行われることもあります。

2007年4月1日に施行された改正男女雇用機会均等法では、男女とも平等に扱われるべき、としています。また、セクシユアル・ハラスメント防止のため、事業主には雇用管理上必要な配慮が義務付けられています。この問題をなくすためには、組織の中の一人ひとりがセクシユアル・ハラスメントについて共通の認識を持ち、快適な職場環境づくりに努めなければなりません。

め方は、性別や立場など個人によってさまざまであり、セクシユアル・ハラスメントに当たるか否かについては受け止める側の判断が重要とされています。コミュニケーションを取るつもりが取り返しのつかない事態になってしまいう前に、相手がどう思うだろうかと考えて言葉が発する習慣をつけましょう。

もし、職場でセクシユアル・ハラスメントを受けたときは、自分で解決しようとするのではなく、速やかに勤務先の相談窓口担当者や信頼できる上司に相談し、事業主としての対応を求めるようにしましょう。対応してもらえない場合は、務先以外で相談したい場合は、左記に相談してください。

● 香川県労働局雇用均等室  
☎ 087-811-8924  
月～金曜日  
午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始は休み)

男女共同参画  
職場でのセクシユアル・ハラスメント予防対策  
企画課男女共同参画推進室 ☎ 23-3917

## 移住者を対象に 家賃補助をします



観音寺市への移住を促進するために、移住者(転勤や進学を除く、I・J・Uターン者)に対して、民間賃貸住宅の家賃と入居時に必要な謝礼などについて、費用の一部を補助します。

**対象者**  
香川県外で3年(短期大学を卒業または専修学校の専門課程を修了した者は2年)以上在住した後、転勤や就学その他一時的な居住ではなく、観音寺市に定住する意思をもって平成28年3月1日以降に転入し、本市に住民票の登録がある人。

- 内容**
- 家賃補助  
家賃の2分の1または2万円のどちらか低い額。管理費、共益費、駐車場料金、会費(自治会費)は除く。
  - 家賃補助期間  
転入した月の翌月から2年間
  - 一時金補助  
礼金、不動産取引手数料、家賃支払保証料の2分の1について、6万円を上限に1回に限り補助(敷金は除く)。

**問い合わせ先**  
企画課地方創生  
総合戦略推進室  
☎ 23-3917



## 投票所が変わります

7月に予定の参議院議員通常選挙から、下表のとおり投票所が変わります。投票にお出かけの際は、「投票所入場券」の投票所欄を確認してください。

第2投票区域	変更前投票所	変更後投票所
天神町、坂本町、幸町、観音寺町(殿・中央)	旧観音寺東保育所	観音寺市保健センター

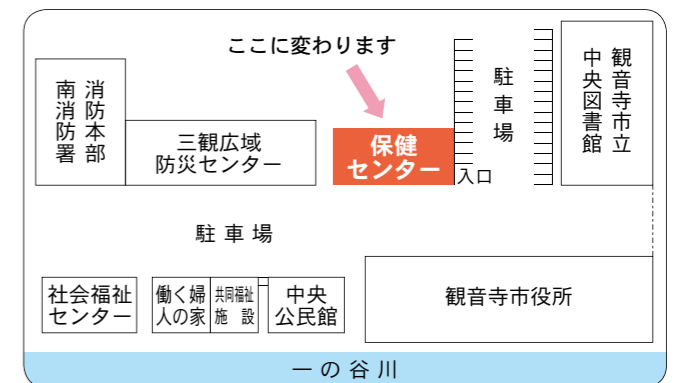
## 年金生活者等支援臨時福祉給付金 (低所得の高齢者向け)について

社会福祉課福祉総務係 ☎ 23-3930

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵を受けにくい低所得の高齢者を対象に給付金を支給します。

- 支給対象者** 平成27年度臨時福祉給付金支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる人(昭和27年4月1日以前に生まれた人)
- 給付額** 支給対象者1人につき3万円(1回限り)
- 申請期間** 5月10日(火)～8月10日(水)(当日消印有効)
- 申請方法** 申請書に必要事項を記入し、必要な書類を添えて、同封の返信用封筒で郵送してください。申請書は5月上旬に、支給対象となる可能性がある人に郵送します。申請は原則郵送ですが、窓口で申請をする場合は次のとおりです。
  - 受付期間等  
5月10日(火)～20日(金)(土・日曜日を除く)  
午前10時～午後3時
  - 受付場所  
エレベーターホール(市役所2階)
- 支給時期** 6月下旬以降。  
支給決定者には、支給決定通知書を送付します。詳しくは、そちらで確認してください。

問い合わせ専用ダイヤル  
☎ 0875-23-3981  
5月10日(火)開設予定



問い合わせ先  
選挙管理委員会事務局 ☎ 23-3945

# 同報系防災行政無線の戸別受信機等の貸与・設置費補助

市内に居住し、かつ、市内に住宅を有しており、次の基準を満たす世帯の世帯主に対して、戸別受信機の貸与または設置費に対する補助を行います。

設置機器	補助率	補助限度額
戸別受信機のみ	設置費用の2分の1以内	25,000円
戸別受信機および外部アンテナ		45,000円

設置費用については、外部アンテナの設置の有無にもよりますが、工事費を含めておおむね10万円前後

## 申請方法

- 危機管理課（市役所4階）または各支所にある申請書に必要事項を記入し、危機管理課まで提出してください。市ホームページからもダウンロードできます。
- 申請者は、世帯主です。
- 申請は、随時行えます。

## 注意

機材の製造・発注等がこれからですので、実際の設置等の時期は、早くても11月以降になる予定です。

問い合わせ先 危機管理課 ☎23-3940



## 災害に備えて運用開始しました

気象情報や避難情報などの緊急情報を迅速に市民の皆さんへお知らせするために、平成25年度から整備していた同報系防災行政無線の運用を開始しました。4月1日に白川市長が市役所に設置する親局の操作を行い、市内全域に放送開始のお知らせをしました。同行政無線の屋外拡声子局（屋外スピーカー）は市内147カ所に設置し、一斉放送や地域を指定して放送ができます。

# 観音寺ホッとメールに登録を！

## 登録方法

- ① entry@city.kanonji.lg.jp へ空メールを送信（QRコードからもアクセス可能）
- ② 「観音寺ホッとメール受付」という返信メールが届く。受信拒否設定など迷惑メール対策をしていて返信メールが届かない人は、「hotmail@city.kanonji.lg.jp」のアドレスまたは「city.kanonji.lg.jp」のドメインからのメールを受信可能に設定してください。
- ③ メール本文のURLに接続して登録画面が表示されたら「利用規約」を確認後、配信を希望する情報を選択してください。
- ④ 「登録完了」のメールが届いて登録完了です。



「観音寺ホッとメール」は、携帯電話などのメール機能を利用して、さまざまな情報を配信するサービスです。防災情報や学校情報、イベントや育児に関することなど、利用者が希望する項目を選択・登録することで、タイムリーな情報を受け取ることができます。

## 利用上の注意

- 登録は無料ですが、配信の登録や変更、削除、メールの送受信などにかかるパケット代や通信料は利用者の負担です。
- 配信したメールに返信はできません。
- メールアドレスを変更した場合は、再度登録をしてください。
- 登録された利用者情報は、個人情報保護法などで守られます。
- 通信事業者のシステムなどの条件によって、着信が遅れる場合があります。

## 問い合わせ先

企画課情報統計係 ☎23-3917  
Eメール kikaku@city.kanonji.lg.jp

# 自分で守る 自分たちで守る 家屋の耐震化、家具等の転倒防止対策 および自主防災組織の重要性

大規模災害などが発生したとき、国や県、市の対応（公助）には限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しいことがあります。防災、減災のために、自分たちで住宅の耐震強化、家具や電気製品等の転倒防止対策などをして「自分の身は自分で守る（自助）」ことが大切です。

また、普段から顔を合わせる地域や近隣の人々が集まって「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神で、お互いに協力しながら、自発的な防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。

その「自助」「共助」の活動を推進するため、市では「観音寺市自主防災組織活性化事業補助金交付要綱」と「観音寺市自主防災力強化事業費補助金交付要綱」を制定し、自主防災組織の育成や活動に対する支援を行っています。

**観音寺市自主防災組織 活性化事業**

- 防災資機材購入事業  
自主防災組織が、ヘルメットやライト、メガホン、発電機、投光器、チェーンソー、消火器、担架、救急セットなどの防災資機材を購入する経費に補助します。

**補助額** 補助対象経費の3分の2以内の額で、1つの自主防災組織につき10万円を限度

**観音寺市自主防災力強化事業**

- 防災訓練事業  
自主防災組織が、図上訓練、情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、避難誘導訓練、炊き出し・給水訓練、その他防災上必要な訓練を同時に2種類以上実施した際に発生した経費に補助します。ただし、組織の構成世帯のおおむね3分の1以上の参加が必要です。

**補助額** 100世帯以下の組織 1万円を限度

**観音寺市自主防災力強化事業**

- 地域防災訓練支援事業  
小学校区（市長が特に認めるときは、小学校区を分割した区域）を単位に、地域の子どもや保護者と一体となり、実践的な防災訓練に要した費用を補助します。

**補助額** 50万円を限度

- 防災士育成支援事業  
防災士とは、減災と防災力向上が期待され、十分な意識・知識・技能を有する日本防災士機構が認定した地域防災活動のリーダーです。防災士資格の取得に必要な経費を補助します。

**補助額** 2万円

申請等は、市ホームページ（くらしの情報↓消防・防災↓自主防災組織↓おすすすめ情報）からダウンロードできます。

**申し込み・問い合わせ**  
危機管理課 ☎23-3940

# 4月1日から 消防団協力事業所表示制度を導入します

「消防団協力事業所表示制度」とは、消防団員の勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実することを目的とした制度です。

現在、社会経済の進展に伴い、就業構造が変化し、消防団員の約7割が被雇用者となっています。このような状況の中で消防団員の確保のためには、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境の整備が求められています。消防団活動に対する雇用先事業所の一層の理解と協力が重要になります。

市では、4月1日から「消防団協力事業所表示制度」を導入し、協力事業所を募集しています。

消防団協力事業所として認定された事業所等には、「消防団協力事業所表示証」を交付し、市ホームページや市広報紙等で公表します。事業所は、取得した表示証を社屋に提示したり、自社ホームページなどで広くアピールしたりすることができます。多くの事業所の皆さんの協力をお願いします。

申請書等は、市ホームページ（くらしの情報↓消防・防災↓消防・救急↓おすすすめ情報）からダウンロードできます。

**申し込み・問い合わせ**  
危機管理課 ☎23-3940

